

平成23年11月25日付で、茨城県消費生活センターのホームページに緊急消費者被害情報が掲載されていますのでお知らせいたします。

「市の条例で火災報知器の設置が義務付けられた。自宅まで行って説明したい。」という電話勧誘を受け、消防職員のような服装で業者が訪問してきた。説明を受けた後、価格を聞くと市場の数十倍の金額を提示したという相談が近隣市町村から寄せられています。

消防職員を装ったり、設置しないと処分を受けるなどといって、契約を迫る業者には注意が必要です。

★困った時や不審に思った時には、消費生活センターにご相談ください。

★火災報知器の取付けに関しては、茨城町消防本部予防課までお問い合わせください。

茨城町消防本部予防課 電話 029-292-1515

茨城町消費生活センター

☎029-291-1140 (直通)

月曜～金曜 9:00～12:00 13:00～16:00